

竣工済又は、検査工程が過ぎた住宅の「住宅性能証明書」の取得について

- 竣工の工程を終えた、又は、検査工程の時期を過ぎた住宅に対して、その後に「住宅性能証明」を取得したいというご要望がございますが、書類審査と現場検査に加え、弊社が求める資料を提出して頂いた場合に「住宅性能証明」を交付が可能となる場合がございますので、一度ご相談頂ければと思います。

以下に注意点と審査、検査方法を記載いたします。

■書類審査

住宅性能証明申請書、申請図書一式に加え工事施工写真、工事監理報告書、納品書及び工事証明書等その他弊社が必要と思われる資料を提出して頂き、書類審査を行います。

- ・工事施工写真（基礎配筋、構造金物、耐力壁、断熱材、手摺の下地等）
- ・納品書（断熱材、サッシ等）
- ・工事証明書（メーカー責任施工による断熱材等）

■現場検査

竣工後に於いても必ず現場管理者等の立ち合いの下で現場検査を行います。立会者不在の現場検査は行えませんのでご注意下さい。（※既に入居済であっても必ず検査を行いますので入居者には事前にその旨をお伝えください。）

天井点検口や床下点検口等から検査を行う場合がありますので、脚立の用意や現場養生は御社で行って下さい。その他、検査事項の現状の状況を確認できる術がございましたら事前に相談頂き、現場検査員にお伝えください。

■発行までの時間

審査、検査に時間を要しますので、ある程度の時間を頂きますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

また、審査書類の不備（不整合や不足等）、設計内容の不適合、設計図書内容と現場内容の不整合、現場での不明、不適合等による再審査や訂正等において、当初予定していた時間より多くの時間を要する場合に、ご希望の発行日までに間に合わない、又は、どうしても適合できない場合に発行できないこともありますことをご承知おき下さい。

※確定申告に間に合わないこともありますですが、予めご了承下さい。

令和2年8月1日